

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年8月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	4件
-----------------	----

国民年金関係	3件
--------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600023号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600016号

第1 結論

平成元年9月から平成3年3月までの請求期間、平成5年6月の請求期間、平成13年1月から同年3月までの請求期間、平成13年10月から平成15年12月までの請求期間及び平成17年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年9月から平成3年3月まで
② 平成5年6月
③ 平成13年1月から同年3月まで
④ 平成13年10月から平成15年12月まで
⑤ 平成17年1月

請求期間①から⑤までの国民年金保険料については、当初は納付していなかったが、平成24年夏頃に年金事務所で未納期間の国民年金保険料を後から全て納付できると聞いたことから、納付の申込みに関する手続きを行い、詳しい時期は覚えていないが、後日郵送で届いた納付書により、数回に分けてA信用金庫B支店で納付した。

請求期間①から⑤までの国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、請求期間①から⑤までの記録を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成24年夏頃に年金事務所で未納期間の国民年金保険料を後から全て納付できると聞いたことから、納付の申込みに関する手続きを行い、詳しい時期は覚えていないが、請求期間①から⑤までの国民年金保険料を数回に分けて納付した旨主張している。

通常、国民年金保険料について、納付期限から2年を経過すると、国による保険料を徴収する権利が時効により消滅するため、被保険者は保険料を納付することができなくなるが、納付期限から2年を超えた国民年金保険料を特例的に納付できるものとして、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの期間において、後納制度(10年後納制度)が実施された。

しかしながら、この後納制度において国民年金保険料を納めることができる期間は、後納の

承認が行われた日の属する月前 10 年以内の期間とされ、請求期間①から③までの期間及び請求期間④のうち平成 13 年 10 月から平成 14 年 9 月までの期間については、後納制度が開始された時点で既に 10 年を経過していることから、当該制度の対象外であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、年金事務所から提出された請求者の国民年金後納保険料納付申込書及びオンライン記録によると、平成 16 年 1 月から同年 12 月までの期間については平成 26 年 1 月 23 日に、平成 17 年 2 月から平成 23 年 11 月までの期間については平成 27 年 2 月 2 日に、それぞれ後納制度に係る納付の申込みが承認されていることが確認できるものの、請求期間④のうち、平成 14 年 10 月から同年 12 月までの期間については、請求者が当該制度に係る納付の申込みを行った記録はない。

さらに、年金事務所から提出された国民年金後納保険料不承認通知書によると、請求期間④のうち、平成 15 年 1 月から同年 12 月までの期間については、平成 26 年 1 月 28 日に後納制度に係る納付の申込みが行われているものの、同年 1 月 30 日付けで請求者に対し、国民年金保険料の後納ができる 10 年以内の期間を経過していることを理由に、不承認とされていることが確認できる上、請求期間⑤については、オンライン記録によると、請求者が後納制度に係る納付の申込みを行った記録はない。

加えて、請求者は、請求期間①から⑤までの国民年金保険料を A 信用金庫 B 支店で納付した旨主張しているところ、同支店の担当者は、領収済通知書の保管期限は 1 年である旨陳述していることから、後納制度に係る国民年金保険料納付の有無について確認できず、請求者は、後納制度の実施期間に係る預金通帳の写しを提出しているものの、当該預金通帳の記載内容からは、当該期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

なお、請求者が後納制度によって国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、年金記録の過誤が生じることは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までに係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600087号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600015号

第1 結論

平成元年*月から平成3年3月までの請求期間及び同年4月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年*月から平成3年3月まで
② 平成3年4月から平成4年3月まで

国の記録では、請求期間①は国民年金に加入した記録がなく、請求期間②は申請免除の承認期間とされているが、私は、時期は不明であるが、テレビのコマーシャルで大学生が国民年金に強制加入となることを知り、いつ、どこで加入手続きしたか覚えていないが、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を自分で納付していた。請求期間②に係る国民年金保険料の免除申請を行った覚えはなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことが分かる資料も持っていないが、当時は、アルバイト収入があり、毎月8,000円くらいの国民年金保険料を、A銀行(現在はB銀行)C支店の私名義の口座からの振替か、同支店の窓口、または、D銀行の窓口で納付していたはずである。調査の上、請求期間①及び②の記録を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、時期は不明だが、大学生が国民年金の強制加入となることを知ったことにより、自身で国民年金の加入手続きを行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)* (現在は、基礎年金番号に統合済み。)に係る被保険者資格取得年月日は、学生が国民年金の強制加入被保険者となった平成3年4月1日であり、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間①において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間②において国民年金保険料の免除申請を行った覚えはない旨主張しているものの、平成4年5月19日に作成されたE市の「03年度 国民年金保険料検認状況

一覧票」及び同年5月26日に作成されたF市の「国民年金被保険者カード」によると、請求期間②は、いずれも申請免除と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を、A銀行C支店の請求者名義の口座からの振替により納付したか、同支店の窓口、または、D銀行の窓口で納付した旨主張しているところ、B銀行C支店は、請求期間①及び②当時の国民年金保険料の収納に係る資料は保管期間経過のため保管されていない旨回答している上、D銀行は、領収済通知書の調査が可能な期間は直近5年であることから、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

また、請求者の請求期間①及び②当時の住所地を管轄するE市は、請求期間①及び②の国民年金に係る資料（受付処理簿、被保険者名簿、電算データ等）は、保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600176号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600014号

第1 結論

昭和61年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年*月から平成3年3月まで

私は、20歳になった当時大学生であり、母親がA市役所で私の国民年金の任意加入の手続きを行い、昭和61年*月から大学を卒業した平成2年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。

また、私が大学を卒業した後の平成2年4月から平成3年3月までの期間についても、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、私自身も納付したことがあったかもしれない。

請求期間が国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった当時大学生であり、母親がA市役所で請求者の国民年金の任意加入の手続きを行い、請求期間のうち昭和61年*月から平成2年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続き及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行っていたとする母親は既に亡くなっており、証言を得ることができない。

また、請求者は、請求期間のうち大学卒業後である平成2年4月から平成3年3月までの期間に係る国民年金保険料についても、母親が納付してくれていたが、自身も納付したことがあったかもしれない旨陳述しているものの、当該期間に係る国民年金保険料の納付について具体的なことは覚えていないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*に係る被保険者資格取得年月日は平成3年4月1日と記載されて

いるところ、当該資格取得年月日は、オンライン記録により確認できる国民年金の資格取得年月日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者は、母親が付けていた請求者の国民年金保険料に係る記載のある平成 19 年及び平成 20 年の家計簿を提出した上で、母親は請求期間当時も B 銀行や C 銀行で国民年金保険料を納付していたのではないかと思う旨陳述しているところ、当該家計簿に、C 銀行の具体的な支店名は記載されておらず、B 銀行は領収済通知書の照会が可能な期間は直近 5 年であることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

さらに、請求者が請求期間に住民登録していたとする A 市は、当該期間の国民年金に係る資料は保管していない旨回答しているほか、同市の電算システムにおいて、請求者の被保険者資格取得年月日は、平成 3 年 4 月 1 日である旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600024号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600027号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年5月16日から昭和63年3月25日まで
② 昭和63年8月20日から平成元年1月25日まで
③ 平成元年2月10日から同年4月25日まで

私は、請求期間①はA社に、請求期間②はB社に、請求期間③はC社に、いずれも正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者として勤務していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。
- 2 請求期間①について、請求者は、A社の移転前後の所在地を記憶しているところ、当該所在地は、オンライン記録により確認できる同社の移転前後の所在地と符合することから、期間は特定できないものの、請求者は、同社に勤務していたことがうかがえる。
しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成8年8月1日に厚生年金保険の適用事

業所ではなくなっている（以下「全喪」という。）上、事業主は既に亡くなっており、同社の役員であった事業主の妻は、同社は廃業し、自身も高齢のため請求期間①当時のことは覚えていない旨回答していることから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間①に被保険者資格を取得した者はおらず、当該期間以降における被保険者は事業主1名のみであることが確認できる上、請求者が記憶する同僚のうち複数の者は、いずれも当該期間において国民年金に加入しており、当該期間に係る国民年金保険料の全部又は一部を納付していることが確認できる。

さらに、請求者が記憶する同僚はいずれも連絡先が確認できない上、上述のとおり、請求期間①に被保険者資格を取得した者はいないことから、請求者が記憶する同僚の資格喪失時期である昭和58年以降に資格喪失している7名のうち、連絡先が判明した2名に照会を行ったものの回答が得られず、請求者のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、企業年金連合会は、請求者の請求期間①における基金の加入記録は確認できない旨回答しており、また、D健康保険組合は、請求者の加入記録はない旨回答している。

また、請求者がA社の取引先として記憶しているE事業所に照会を行ったところ、同事業所は、請求者を知る者はいない旨回答している。

- 3 請求期間②について、請求者は、B社の所在地を記憶しているところ、当該所在地は、オンライン記録により確認できる同社の所在地と符合する上、オンライン記録により請求者が記憶する社長の息子及び同僚2名と推認される者が、請求期間②当時に同社の被保険者となっていることから、期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は平成18年5月15日に全喪している上、事業主は既に亡くなっていることから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社長の息子と推認される者は亡くなっている上、請求期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者資格を取得していた者のうち、請求者が記憶する同僚と推認される2名を含む連絡先が判明した3名に照会を行ったものの回答が得られず、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 請求期間③について、請求者は、C社の社長は同業種のF社から独立開業した旨陳述しているところ、F社に係るオンライン記録及びC社に係る商業登記の記録により、C社の代表取締役は、同社を設立する前にF社において厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できることから、期間は特定できないものの、請求者は、C社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、C社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、商業登記の記録によると、同社は平成8年6月1日に解散し、代表取締役は既に亡くなっていることから、請求者の同社における勤

務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が記憶する同僚３名については、連絡先が確認できず、照会を行うことができない。

- 5 請求期間①から③までについて、請求者の雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。